

しまねの建設担い手確保・育成補助金（ICT活用工事加速化事業）

【令和6年度 公募要領】

島根県土木部土木総務課

1 事業目的

本事業は、ICT技術を活用すること等により、業務の効率化、長時間労働の是正、危険な箇所の作業の機械化等を進め、建設現場の生産性の向上と就労環境の改善を図ることを目的として、設備投資等に係る経費の一部を補助するものです。

2 補助事業の内容

1) 補助対象経費：ICT 測量機器及び付帯ソフトウェア等（以下「ICT 機器」という。）、ICT 建設機械（以下「ICT 建機」という。）の購入若しくはリース又は ICT 建機のレンタルに係る費用

・リースの場合は、リース期間が3年以上で中途の解約不可かつ、リース料総額の現在価値がリース物件購入金額の90%以上であるものについて、初年度分のみ対象

・ICT 建機のレンタルの場合は、レンタル終了日又は中途解約日までが対象

・事業期間は、交付決定日以降から支払い完了日までとする。ただし、支払い完了は当該年度末日までに行うこと。

※リース・・・借主が賃借する機械設備を資産として計上し、瑕疵担保責任を負うもの

※レンタル・・・借主が賃借する機械設備を費用として計上し、瑕疵担保責任を負わないもの

2) 補助率：補助対象経費の1/3以内

3) 補助上限額：ICT機器購入及びリース…100万円、ICT建機購入及びリース…500万円
ICT建機レンタル…50万円

※ICT建機として対象となるもの

三次元マシンコントロール機能又は三次元マシンガイダンス機能を有する建設用機械

（例：ブルドーザー、バックホウ、モータグレーダー等）

4) 補助対象者：次の要件を全て満たす建設業者、測量業者及び建設コンサルタント

【要件】

・以下のいずれかを有していること。 建設業許可、測量業者登録、建設コンサルタント登録、建築士事務所登録
・みなし大企業でないこと。 ※みなし大企業・・・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者、発行済株式の総数若しくは出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者又は大企業の役員若しくは職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者。
・ICT活用工事加速化事業実施要領第2条の規定に基づく事業計画を提出し、補助対象者として選定された者。
・島根県内に主たる営業所を有すること。
・島根県税の滞納がないこと。
・暴力団又は暴力団員に関する以下の要件を満たすこと。 法人等が、暴力団ではないこと。 法人等の役員等が暴力団員ではないこと、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている事業者でないこと。 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと。 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
・補助事業が県の他の補助金等を活用する事業でないこと。
・事業成果の公開及び取組を県下に波及させることを目的とした広報活動等に協力ができる者。

5) 補助回数制限：前年度までの当該補助金実績を含め、ICT機器の購入及びリースは3回まで、ICT建機の購入及びリースは1回まで。ICT建機レンタルは1回までとし、前年度までの当該補助金によりICT建機の購入及びリースの補助を受けた者は申請することはできない。

3 申請までの手続き

- 1) ICT活用工事加速化事業計画に必要な書類を添付し、県に提出します。
- 2) 県は提出された書類による審査を実施し、対象事業者を選定します。
- 3) 選定された事業者は、補助金交付申請書に必要な書類を添付し、県に提出します。
- 4) 提出分を受理し、令和6年度当事業の予算範囲内で交付決定します。

4 事業計画の提出期間

ICT機器及び、ICT建機の購入及びリースについては、交付申請に必要な事業計画の提出期間は、令和6年4月1日(月)から令和6年5月31日(金)17時まで(郵送の場合は当日消印有効)です。

押印は不要ですので、メールでの提出が可能です。郵送は補正等に時間を要しますので、可能な限り、添付書類も含めてメールでの提出をお願いします。

ICT建機のレンタルについては、随時受付します。

5 提出書類

- ・ ICT活用工事加速化事業計画(様式第1号)
- ・ 中小企業等経営強化法に規定する経営力向上計画の申請書の写し(ただし、レンタルの場合は提出不要)
 - ※申請者が建設業者の場合：申請書別紙の「6 経営力向上の内容(3)具体的な実施事項」に、事業分野別指針の「四 生産性向上に関する事項 イICT施工の実施、コンクリート工における生産性向上技術の活用等、i-Constructionの推進」に係る実施事項が記載されているもの
 - ※申請者が測量業者・建設コンサルタントの場合：申請書別紙の「6 経営力向上の内容(3)具体的な実施事項」に、自社の生産性向上だけでなく、建設現場における生産性向上に資する実施事項も記載されているもの
- ・ 中小企業等経営強化法に規定する経営力向上計画の認定書の写し(認定申請中の場合は認定後に追加提出可能(ただし、レンタルの場合は提出不要))

**(注) 経営力向上計画の認定は中国地方整備局が行います。
この認定申請については、下記を参考にしてください。**

【中小企業庁】申請の手引き・申請様式等

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

【中国地方整備局】提出方法等

<https://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/kensei/keieiryoku/index.html>

- ・ 県税の納税証明書(全税目について未納の徴収金がないことの証明)の写し
- ・ 直近2期分の決算書(ただし、レンタルの場合は提出不要)
- ・ 対象経費の見積書
- ・ 誓約書
- ・ その他事業内容の確認に必要な書類(製品カタログ・パンフレット等)

6 公表

補助事業の採択を受けた事業者名及び事業の概要は、県ホームページ等で公表する場合があります。

7 申請様式

島根県土木総務課ホームページで公開しています。必ず最新の様式を使用してください。

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kensetsu/taisaku/miryoku/ninaite-hojokin.html>

8 注意事項

- ・ ICT機器、ICT建機の購入及びリースについては、交付決定日以後に発注・契約し、当該年度末までに納品・支払を完了することが必要です。
- ・ ICT建機のレンタルについては、交付決定日以降に発注・契約し、当該年度末までにレンタル期間の

終了及び支払いを完了することが必要です。

- ・補助金実績報告書（様式第6号、ICT建設機械レンタルの場合は様式第6号の2）は、事業完了日から起算して30日を経過した日又は当該年度末日のいずれか早い日までに提出してください。
- ・実績報告書により経費内容を確認し、補助金の額を確定した後に補助金を交付します。
- ・税抜き50万円以上の設備等は、補助事業が完了し補助金の支払を受けた後に、取得財産等管理台帳（様式第9号）を備えると共に、事業が完了した年度の終了後5年間は処分（補助事業目的外の使用、譲渡、担保提供、貸付、廃棄等）が制限されます。
- ・補助対象外となる主な経費
 - 1) 交付決定前に発注・契約・購入・支払等をしたもの
 - 2) 事業を実施した年度に支払が完了しないもの（決済日が次年度の手形払など）
 - 3) 保守料、保証料、保険料、ライセンス、通信料、3次元データ作成費、操作指導料、研修費用など
 - 4) 消費税及び地方消費税
 - ・政治資金規正法の規定により、交付決定の通知を受けた日から1年間は政党等への寄附行為に制限があります。詳細は県選挙管理委員会ホームページを確認ください。
https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/commission/senkyo/shimane_senkyo/kifu.html

事業計画の提出・お問合せ先

島根県土木部土木総務課 建設産業対策室（担当：岡本）

メール：k-ninaite@pref.shimane.lg.jp

〒690-8501 松江市殿町8（県庁南庁舎5階） 電話：0852-22-5835 FAX：0852-22-5782